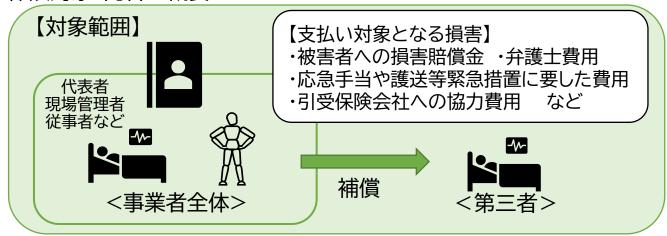
# 鳥獣捕獲実施事業者向け賠償責任保険制度の一例

#### <保険対象・内容の概要>



#### <保険内容>

項目	内容
被保険者	<ul><li>記名被保険者</li><li>記名被保険者の使用人</li><li>記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関(役員等)</li><li>記名被保険者の構成員</li></ul>
支払限度額	5,000万円・1億円・3億円から選択 ※免責金額:0円 (対人・対物合算1名・1事故あたり)
保険対象事例	銃猟, わな猟, 電気止めさし, 電気柵の設置等, 駆除を前提とした左記以外の猟
保険料算出に 必要な数値	所有・使用・管理する最大人数・個数 (例)駆除を前提とした猟の被保険者数,わな数,電気止めさしの数,電気柵の面積等

#### <支払い対象となる損害>

対象となる損害	詳細
法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において,被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において,被保険者が引受保険会 社の同意を得て支出した弁護士費用,訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示 談なども含む。)
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において,被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において,被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

■必ず最終ページの〈本リーフレットを活用する上での注意事項〉をお読みください。

## <支払いの対象とならない主な事例> 次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払いの対象となりません。



- ① 保険契約者または被保険者の<u>故意</u> ※この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。
- ② 被保険者と他人との間の損害賠償に関する<u>特別の約定により加重された賠償</u> 責任
- ③ 被保険者の使用人が,被保険者の業務に従事中に被った<u>身体の障害に起因す</u>る賠償責任
- ④ 狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間に生じた事故
- ⑤ 計画捕獲期間外に狩猟を行っている間に生じた事故
- ⑥ <u>許可のない者に譲渡しまたは貸与したわなに</u>よって生じた事故
- ⑦ 計画した捕獲範囲外でわなを使用している間に生じた事故
- ⑧ 他人の猟犬の殺傷
- ⑨ サイバー攻撃等
- ※④~⑧は、わな猟・電気止めさし・電気柵の場合に限ります。

#### <本リーフレットを活用する上での注意事項>



- 本紙に記載されている<保険内容>,<支払いの対象となる損害>, <支払いの対象とならない主な事例>は,あくまで一例であり,こ の内容で保険契約が締結されることを保証するものではありません。
- 実際に契約をご希望の場合は、保険会社または代理店等にご相談 ください。

### 〈問い合わせ先〉

広島県農林水産局 林業課

電話番号:082-513-3701 FAX:082-223-3583